

## モニタリングについて

——プロジェクト実施段階におけるアカウンタビリティ確保の観点から

プロジェクトの環境・社会モニタリングは、①影響緩和策や補償策の十全な実施の確認、②事前に予測できなかった影響の有無、③問題が生じていた場合にはその検討と対策を講じ計画に反映させること、により、実施段階における重大な環境・社会被害を防ぎ、影響を受け入れられる範囲に管理することを目的とする。

このペーパーでは、プロジェクト実施段階におけるアカウンタビリティの確保の観点からモニタリングにおいて留意されるべき点、特に JBIC が果たすべきあるいは果たしうる役割について検討する。

(★は現在行われていないと思われるもの)

### 1. 環境・社会モニタリングの準備

モニタリングの準備段階においては以下がアカウンタビリティ確保の上で重要である。

- 環境・社会モニタリング計画が、(ステイクホルダーの意見を反映した)環境アセスメント及びミティゲーション計画に基づき準備されること。
- モニタリング計画の内容や方法が明らかにされていること。
- JBIC として果たしうる役割
- ミティゲーションと併せてモニタリング準備が EIA に基づき適切に行なわれることを確認。
- モニタリング計画が事前に公開され、コメントを受けられるようにする。★

### 2. 計画に沿った責任ある実施(遵守の保証)

計画の遵守を保証するフレームワーク及びツールとしては次のようなものが考えられる。

#### 1) フレームワーク

- ① 現地政府の規制、許認可、モニタリング体制
- ② JBIC と事業者間の契約(L/A、覚書)、実行条件の付与

#### 2) ツール

- ① 業者によるモニタリングレポートの提出(3ヶ月に一度?)
- ② JBIC による審査(レポート審査、現地視察)
- ③ モニタリング実行のための支援(SAPI、SAPS)…ODA のみ。
- ④ 独立機関による環境監査?
- ⑤ プロジェクトの環境ガイドライン遵守を監視する JBIC 上位メカニズム(オンブズマン等)

この段階におけるアカウンタビリティ確保に関しては、以下が重要と思われる。

- 事業者によるモニタリングレポート、JBIC 監督状況、現地政府によるモニタリング情報等がアクセス可能であること。
- 事業者以外からも情報を得て確認が行われること
- モニタリングに対する住民等からのフィードバックの受け付け、問題があった場合は解決プロセスへのスムーズな移行
- JBIC として果たしうる役割
- ミティゲーションの実行およびモニタリングの内容、方法について事業者と確認、重要さに応じて契

約、条件付け等に反映。

- 環境監督機関等、プロジェクト実行に関する現地関連機関を明らかにし、能力について確認し、協議する。(政府の関わり方によって違いが生じる?)
- 事業者にモニタリングレポートの提出を求め、遵守状況を監督。
- 現地視察を実施し、事業者以外のステイクホルダーからも直接情報を確認。カテ A 案件の視察(少なくとも初期段階)には環社室スタッフが参加する。☆
- モニタリング計画の実行支援スキームの充実(特に非 ODA 業務)☆
- モニタリングレポート、JBIC 監督状況を公開。★
- モニタリングレポートをドラフト段階で公開、コメントを得るよう事業者に求める★
- 場合によって独立第三者による監査を要求?★
- 環境ガイドラインに沿ってプロジェクトの環境・社会管理を統括、指示する上位機関を設ける。JBIC による監督を説明する。★

### 3. 予期されなかった問題の解決

予期されなかった問題が生じた場合、①(苦情の受理、)問題の認識→②精査、原因の究明→③対応策の検討、事業計画への反映というプロセスによって対応がなされるべきである。適切な科学的検討に加え、アカウンタブルな問題解決プロセスの保証が重要な課題となる。

#### 1) 現地サイドにおける問題解決プロセスのフレームワーク

- ・ 行政上の/法的フレームワークの存在
- ・ 独立第三者委員会、ステイクホルダーズフォーラムなど。委員会メンバーの選出などのプロセスにおいて、事業者、現地政府、住民や NGO など主要なステイクホルダー間の合意が得られることが鍵。

#### 2) JBIC として果たしうる役割

- ・ JBIC に対し苦情申し立てがあった場合、事業者への通達を行う(国際金融等業務ガイドライン)。問題解決を促すことはガイドラインに書かれてはいないが、実行されている。  
→アカウンタビリティ保証の課題
- ・ 精査および問題解決のための支援として、SAPI,SAPS 等のスキームを充実、活用する。特に非 ODA について導入が必要★
- ・ ステイクホルダー間の透明かつアカウンタブルな合意形成のための調停★
- ・ JBIC 自身の説明責任を果たし、問題解決が透明に、かつステイクホルダーの十分な参加と協議の上で行われるように働きかける上位メカニズム(オンブズマン等)の設置★

現状においても JBIC による計画遵守及び問題解決のための働きかけは行われている。しかし環境・社会面からのプロジェクト管理においては透明性とアカウンタビリティを高めることが非常に重要であるため、オンブズマン等のアカウンタビリティ保証メカニズムを設置することが望ましい。これは、

- ・ 問題の指摘があった場合、JBIC 自身の責任において問題を把握し、関係者と協議しながら問題解決のために努力する。問題解決プロセスを透明かつアカウンタブルなものに保つ

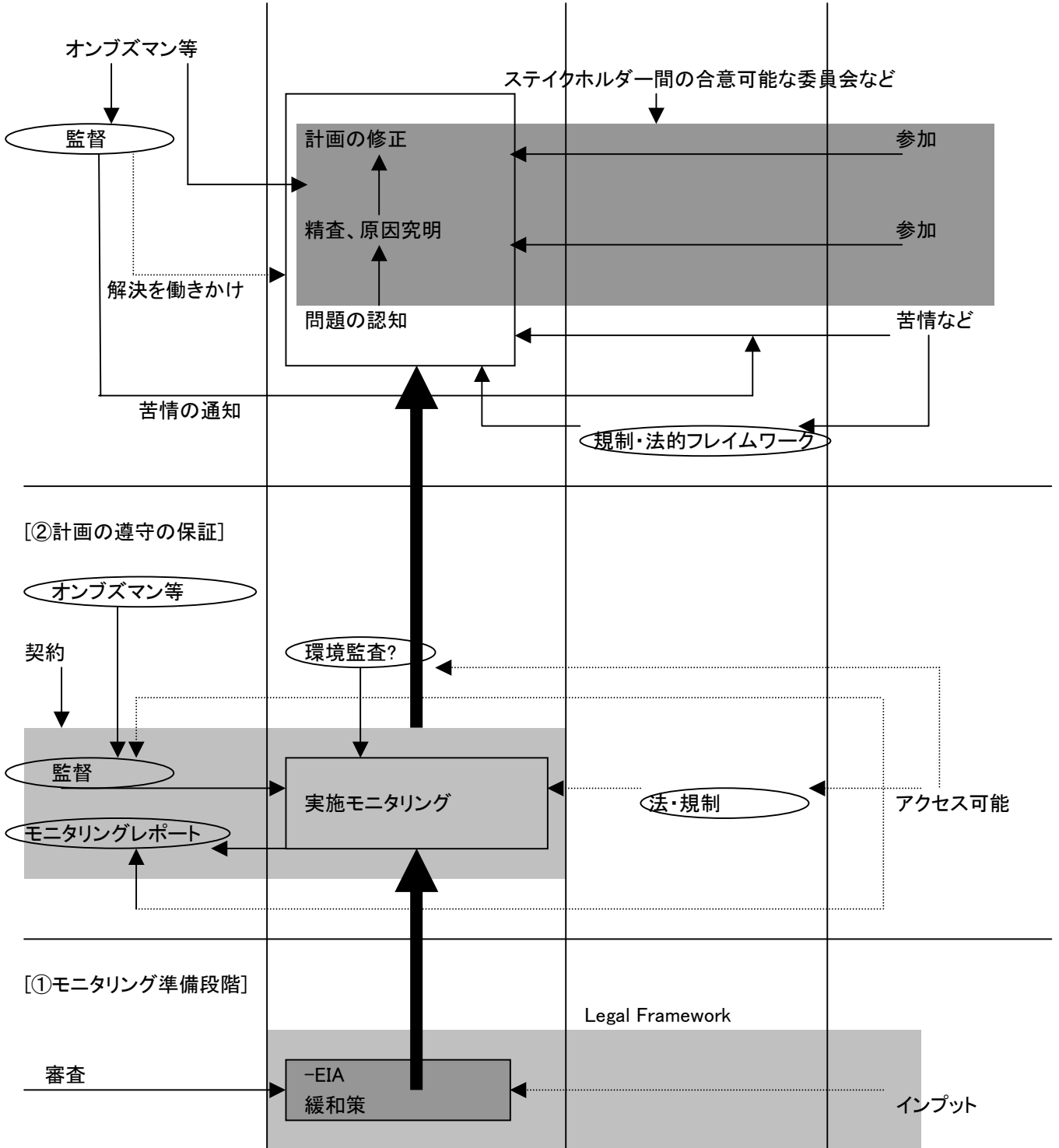
ほか、次のような機能を果たすことが期待できる。

- ・ JBIC のプロジェクト運営における透明性とアカウンタビリティを向上させる。
- ・ 環境・社会面からのプロジェクト管理について統括し、改善方法を検討する。現状では ODA、非 ODA で用いられる方策やツールに大きな差があるため、統一環境ガイドライン遵守のために全体を統括する機能が必要と思われる。

このようなメカニズムは JBIC 内部に置かれるとしても、上記の機能をよりよく果たすため外部参加が必要であると思われる。この提案については次回さらに詳しく検討したい。

# 実施段階におけるアカウンタビリティ確保

## [③アカウンタブルな問題解決のプロセス]



JBIC

借入人

現地政府

住民、NGO